3　総合評価に関する事項
⑴　落札方式
ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、3⑵から3⑷までによって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。
㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑵　段階選抜方式による総合評価の方法
ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を60点とする。
イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」(100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、一次審査０～25点、二次審査０～35点の範囲で「加算点」を与える。
⑶　一次審査　上記２の条件をすべて満たす者のうち、以下の項目における審査評価点合計の上位10者を指名する。なお、10位目の審査評価点を得た者が複数いる場合においては、その審査評価点を得たすべての者を含んで指名する。ただし、上記２の条件をすべて満たす入札参加者が10者以下であった場合においては、すべての入札参加者を指名する。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、室蘭開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、10者に追加して指名する。
評価項目
本工事の留意事項に対する提案
⑷　二次審査
ア　一次審査により指名された者のうち、下記４⑸の期間内に以下の項目の施工計画を提出した者について評価及び判定し、加算点を与える。
評価項目
トンネルの長期耐久性と品質の向上を図ることを目的とした施工計画
イ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。
評価項目
㋐　品質確保の実効性
㋑　施工体制確保の確実性
ウ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。
4　入札手続等
⑴　担当部局　〒051―8524 北海道室蘭市入江町１―14　北海道開発局室蘭開発建設部契約課上席契約専門官　森　　正志　電話0143―25―7027（ダイヤルイン）
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、平成26年６月２日から平成26年10月３日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日、９時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
⑶　一次審査に関する申請書等を提出できる者の範囲　申請書等を提出する時において、上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者又は当該資格の決定を受けている者のみを構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査の申請を行っている者又は行う予定である者とする。
なお、平成26年６月２日において当該資格の決定を受けていない者又は当該資格の決定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体については、平成26年７月７日に行う入札公示に示すところに従い平成26年７月11日までに申請書等を提出することができる。
⑷　一次審査における申請書等の提出期間、場所及び方法　平成26年６月２日９時00分から平成26年６月17日12時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成26年６月２日９時00分から平成26年６月17日12時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑸　二次審査に関する書面及び見積書の提出期間、場所及び方法　平成26年７月７日９時00分から平成26年８月20日12時00分までに、上記４⑴へ、持参、書留郵便(提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成26年７月８日から平成26年10月３日まで（利付国債の提供の場合は平成26年９月18日まで）〒051―8524 北海道室蘭市入江町１―14　北海道開発局室蘭開発建設部契約課長補佐　電話0143―25―7026（ダイヤルイン）持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑺　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
ア　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成26年10月３日12時00分。
イ　紙により持参する場合の提出期限は、平成26年10月３日12時00分。提出先は、北海道開発局室蘭開発建設部契約課上席契約専門官。
ウ　郵送又は託送による入札の受領期限は、平成26年10月３日12時00分。郵送又は託送先は、北海道開発局室蘭開発建設部契約課上席契約専門官。
開札は、平成26年10月８日９時10分　北海道開発局室蘭開発建設部１階入札室にて行う。
5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行室蘭代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局室蘭開発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁　北海道開発局室蘭開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行室蘭代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局室蘭開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道開発局室蘭開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。